

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備について

(1) 説明義務等の関係に係る規定の整備

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）において、契約前の提供条件概要の説明義務、契約後の書面交付義務、初期契約解除制度等の対象となる電気通信役務の範囲を告示で指定することとしたところ、電気通信事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に課せられている説明義務については、以下の規定を整備する。

- ・ 説明義務等の対象となる電気通信役務の範囲 《諮問事項》
【電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件（新設）】
- ・ 適合性の原則 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3】
- ・ 自動更新等の契約の更新に関する取扱い 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3】

(2) 契約書面の交付義務に係る規定の整備

改正法では、電気通信事業者に対し、主要な電気通信サービス（光回線サービス、携帯電話など、説明義務の対象サービス）について、契約が成立したときは、遅滞ない契約書面の交付を義務付けしたところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ 書面交付義務等の対象となる電気通信役務の範囲 《諮問事項》（再掲）
【電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件（新設）】
- ・ 書面の記載事項 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 4】
- ・ 書面交付義務の適用除外となる場合 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 4】
- ・ 情報通信技術を利用する交付の方法
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 5 及び第 22 条の 2 の 6】

(3) 初期契約解除制度に係る規定の整備

改正法では、一定の範囲の電気通信サービスについて、利用者が契約締結書面受領後等から 8 日間は、相手方（電気通信事業者）の合意なく契約解除できるように規定したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ 初期契約解除制度の対象となる電気通信役務の範囲 《諮問事項》（再掲）
【電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件（新設）】
- ・ 初期契約解除制度の適用除外となる場合 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7】
- ・ 初期契約解除ついての不実告知後の書面交付の記載事項等 《諮問事項》
【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 8】

- ・ 初期契約解除時に利用者が支払うべき額 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9】

(4) 勧誘継続行為の禁止に係る規定の整備

改正法では、電気通信事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に対し、主要な電気通信サービスの提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思等を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ 勧誘継続行為の禁止の対象となる電気通信役務の範囲 《諮問事項》（再掲）

【電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件（新設）】

- ・ 勧誘継続行為の禁止の適用除外となる行為 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 10】

(5) 媒介等業務受託者（代理店）の監督制度に係る規定の整備

改正法では、電気通信事業者に対し、媒介等業務受託者（代理店）への指導等の措置を行うことを義務付けたところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ 指導等の措置内容

【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 11】